

News Letter

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

旧暦では5月が夏の始まりです。クールビズも5月スタートになったように、暑い日が増えますので、ご自愛ください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

5

2021



税理士法人下平会計事務所

神奈川県川崎市川崎区東田町8番地パレール三井ビル8階
TEL : 044-233-2811 / FAX : 044-233-0818

実質無利子となる利子補給金 税務上の取扱いと仕訳例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、資金繰りの支援等を目的とした借入利子を助成する制度『新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度』（以下、特別利子補給制度）があります。

この制度について税務上留意すべき点は、助成金（以下、利子補給金）の収益計上時期です。そこで今回は、制度の概要とともに、税務上の取扱いと仕訳例をご紹介します。

■特別利子補給制度とは

1. 特別利子補給制度とは

特別利子補給制度とは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫など、政府系金融機関から新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付により借入を行った場合に、その借入利子のうち**最長3年間分が実質無利子となるよう、利子相当分を補給する制度**です。

2. 対象事業者とは

この場合の対象となる事業者とは、事業規模等に応じた次の売上高要件を満たすなど、一定の要件に該当する者です。

	小規模企業者※1	中小企業者※1
個人	要件なし	売上高
法人	売上高▲15%以上※2	▲20%以上※2

（※1）小規模企業者とは、常時使用する従業員数が右の業種ごとにそれぞれの人数以下の事業者をいい、中小企業者とは小規模企業者以外の中小企業をいいます。

卸・小売業、サービス業	5名
上記以外の業種	20名

（※2）特別貸付で確認する最近1か月に加え、その後の2か月も含めた3か月間のうちのいずれか1か月で比較（前年又は前々年と同期比較）します。なお、貸付時期により、最近1か月から遡った6か月間の平均売上高、前3年のいずれかの年の同期等との比較も可能です。

3. 対象範囲

補給対象となる貸付の上限額と期間は、次のとおりです。

貸付上限額	・ 中小事業…3億円 ・ 国民事業…6,000万円
利子補給対象期間	借入後当初から 最長3年間

4. 申請から精算までの主な流れ

利子補給金の申請から精算までの主な流れは、以下のとおりです。



【③交付】時に、対象期間分の利子補給金が**一括で振り込まれます**。都度の補給ではないため、対象期間が終了した段階で、利子補給金額と実際の支払利子額に差が生じていた場合は、【④精算】の手続きが発生します。

■税務上の取扱い

1. 原則的な収益計上時期

税務上、収入の収益計上時期は、原則として、「その収入すべき権利が確定した日」となります。法人はその収入すべき権利が確定した日の属する事業年度、個人はその収入すべき権利が確定した日の属する年分に、それぞれ計上することとなります。

たとえば国や地方公共団体からの助成金については、助成金等の交付が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられますの

で、原則として、その助成金等の交付決定がされた日の属する事業年度（個人であれば年分）の収益として計上します。

2. 利子補給金の収益計上時期

ただし、利子補給金の収益計上時期は、上記1の原則とは異なり、前述【②審査・交付決定】の交付決定時に、一括で収益計上するわけではありません。

“実質無利子化する”というこの制度の性質上、収入が確定するのは補給対象となる支払利子の発生時点であり、その**発生時点で同額の利子補給金を収益として計上**します。

このような処理を通じて、税務上においても、“実質無利子化”として取扱うこととなります。

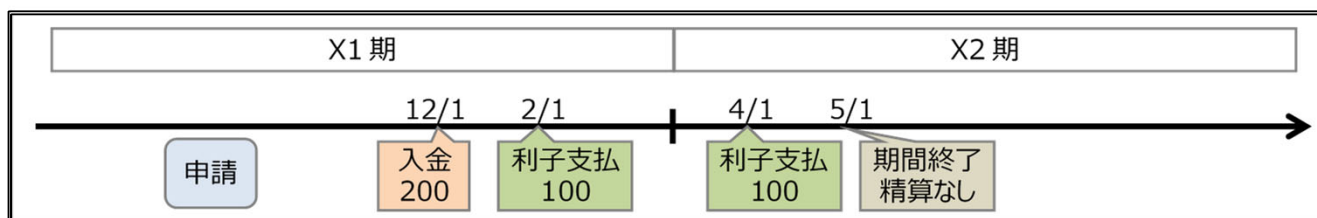
仕訳例

利子補給金の交付時、支払利子発生時の仕訳例を末尾に示しました。ここでの勘定科目は一例です。ご利用の勘定科目の中から、適宜選択をして仕訳を行いましょう。

民間金融機関による実質無利子制度

特別利子補給制度に類似した制度として、民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度があります。これは、都道府県等による一定の制度融資について、保証料や利子を補助する制度です。大方のケースで、保証協会等に対して国等から補助分が直接支払われます。事業者が支払うことがないこの補助分は仕訳不要です。違いにご注意ください。

仕訳例：X1期に利子補給金を申請し、交付決定を受け入金。X2期5月1日に期間終了した場合



X1期				X2期			
日付	借方	貸方	金額	日付	借方	貸方	金額
12/1	現預金	前受金	200	4/1	支払利息	現預金	100
2/1	支払利息	現預金	100	4/1	前受金	雑収入	100
2/1	前受金	雑収入	100				

参考：

国税庁HP「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/index.htm>

財務省HP「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ」

https://www.mof.go.jp/financial_system/fiscal_finance/coronavirus-jigyousya/coronavirus-jigyousya.html

新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業共同企業体HP「新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業」

<https://tokubetsu-riho.jp/>

経済産業省HP「民間金融機関において実質無利子・無担保融資を開始します」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008.html>



2021年度の社会保険料率が決定しました

今年も社会保険・労働保険ともに2021年度の保険料率が公表されました。そこで今回は、3月分（4月納付分）から見直しが行われた全国健康保険協会（以下、協会けんぽ）の料率とあわせ、それぞれの料率をご案内します。

■社会保険

1. 健康保険料率・介護保険料率

2021年3月分から適用される協会けんぽの健康保険の保険料率は、下表のとおりとなりました。引上げが20道府県、引下げが26都県、据え置きは富山県の1県のみとなりました。

また、介護保険の保険料率は毎年見直しが行われ、2021年3月分より1.79%から1.80%へ引上げられています。

2. 厚生年金保険料率

厚生年金の保険料率は、2004年から段階的に引上げられましたが、2017年9月を最後に引上げが終了し、18.3%で固定されています。

■労働保険

1. 労災保険率

労災保険率はそれぞれの業種の過去3年間の災害発生状況等により、原則3年ごとに見直されることになっています。前回、2018年度に見直しが行われ、2021年度は変更される年度に該当しますが、据え置きとなりました。

2. 雇用保険料率

雇用保険料率は毎年度、財政状況に照らして見直しが行われます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う雇用調整助成金等の特例措置により、財政状況は悪化していますが、2021年度は据え置きとなりました。

2021年3月分からの協会けんぽの健康保険料率（都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.45%	東京都	9.84%	滋賀県	9.78%	香川県	10.28%
青森県	9.96%	神奈川県	9.99%	京都府	10.06%	愛媛県	10.22%
岩手県	9.74%	新潟県	9.50%	大阪府	10.29%	高知県	10.17%
宮城県	10.01%	富山県	9.59%	兵庫県	10.24%	福岡県	10.22%
秋田県	10.16%	石川県	10.11%	奈良県	10.00%	佐賀県	10.68%
山形県	10.03%	福井県	9.98%	和歌山県	10.11%	長崎県	10.26%
福島県	9.64%	山梨県	9.79%	鳥取県	9.97%	熊本県	10.29%
茨城県	9.74%	長野県	9.71%	島根県	10.03%	大分県	10.30%
栃木県	9.87%	岐阜県	9.83%	岡山県	10.18%	宮崎県	9.83%
群馬県	9.66%	静岡県	9.72%	広島県	10.04%	鹿児島県	10.36%
埼玉県	9.80%	愛知県	9.91%	山口県	10.22%	沖縄県	9.95%
千葉県	9.79%	三重県	9.81%	徳島県	10.29%		

2021年度は変更のないものが多いですが、現状の保険料率が正しい設定になっているか、厚生労働省から公開されているリーフレット等を参考に確認しておくといでしょう。



2020年の給与・賞与実績と 2021年の見通し

新年度に入り、これから賃金改定を検討する企業もあることでしょう。ここでは、参考資料として、2021年2月末に発表された調査結果※から、2020年12月の給与水準や2020年の賞与の支給月数に関するデータをご紹介します。

■ 上昇は3割程度に留まる

上記調査結果から、2016年以降の各年12月における正社員の給与水準の実績などをまとめると、表1のとおりです。

【表1】正社員の給与水準実績の推移と見通し (%)

	上昇	ほとんど 変わらない	低下
2016年実績	49.3	49.8	0.9
2017年実績	54.5	44.9	0.6
2018年実績	57.4	42.3	0.4
2019年実績	54.3	45.0	0.7
2020年実績	31.2	63.2	5.6

2021年見通し **29.8** **66.9** **3.2**

日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の雇用・賃金に関する調査」結果より作成

2020年実績では上昇が31.2%、ほとんど変わらないが63.2%、低下が5.6%でした。

2016年以降では、上昇の割合が最も低くなりました。低下の割合は2016年以降では最も高く、初めて5%を超えました。

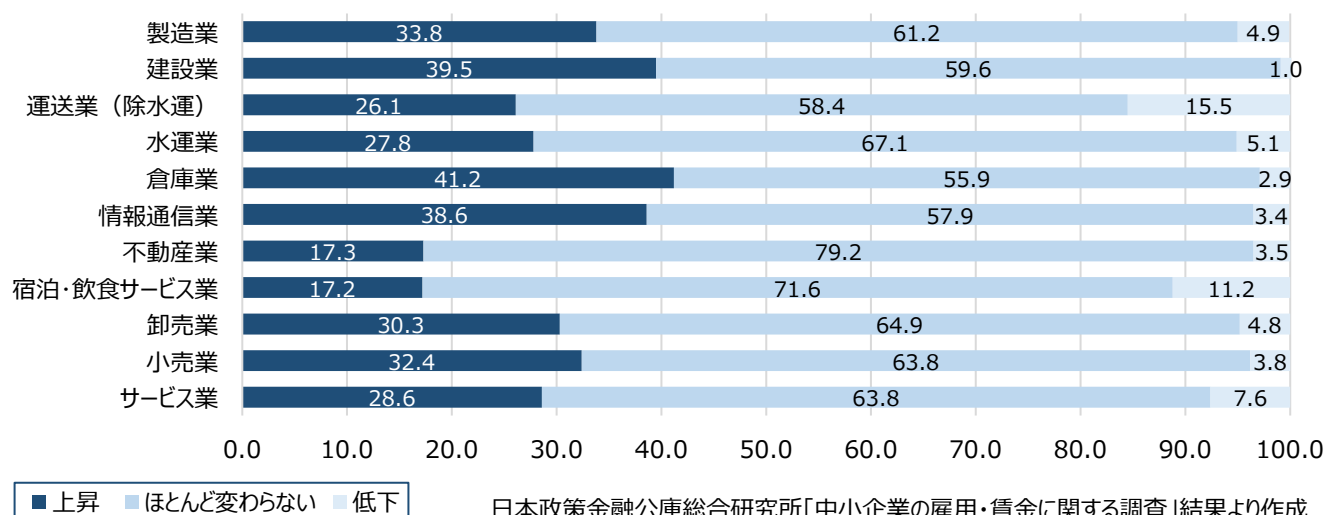
2021年の見通しについては、上昇の割合が30%を割り込む一方で、低下の割合は3.2%と2020年実績より低くなっています。給与水準は下げない意向の企業が多いようです。

■ 上昇は倉庫業の4割が最高に

2020年12月の正社員の給与水準実績を業種別にまとめると、グラフ1のとおりです。

上昇の割合は倉庫業の41.2%が最も高くなりました。一方で、不動産業と宿泊・飲食サービス業は20%を割り込んでいます。低下の割合は運送業（除水運）と宿泊・飲食サービス業が10%を超えました。

【グラフ1】業種別2020年12月の正社員給与水準実績 (%)



賞与の支給月数は増加が11%に

次に、2016年以降の賞与支給月数の実績をまとめると、表2のとおりです。

【表2】賞与の支給月数実績の推移 (%)

	増加	変わらない	減少	支給せず
2016年実績	31.0	50.8	12.5	5.7
2017年実績	34.5	49.7	10.3	5.5
2018年実績	38.5	47.5	10.9	3.1
2019年実績	28.9	50.3	15.8	4.9
2020年実績	11.6	42.4	32.3	13.7

日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の雇用・賃金に関する調査」結果より作成

2020年の増加の割合は11.6%で、2016年以降では最も低くなりました。

他方、減少した割合は32.3%で、こちらは最も高くなりました。

この他、支給せずの割合も13.7%と、2016年以降で初めて10%を超えました。

支給しない割合が40%超の業種も

2020年の賞与支給月数の実績を、業種別にまとめるとグラフ2のとおりです。

増加した割合が最も高いのは、14.7%の倉庫業でした。建設業が14.5%が続いています。

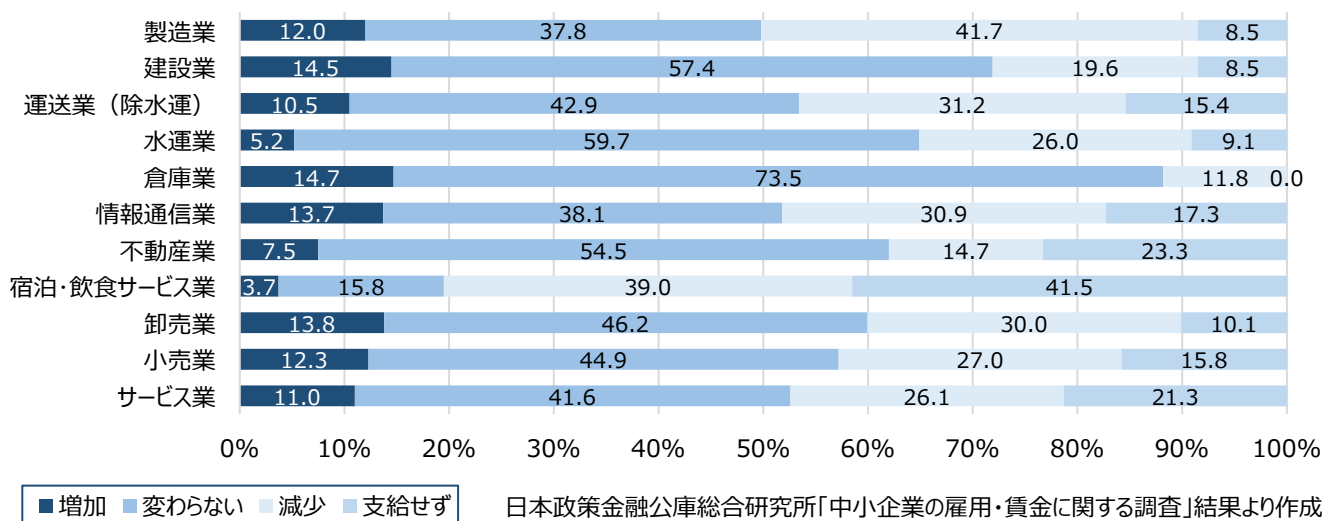
他方、減少した割合が最も高いのは、製造業の41.7%でした。宿泊・飲食サービス業も39.0%と高い水準です。

その他、支給せずの割合が最も高いのは、宿泊・飲食サービス業で41.5%でした。この数値は、2番目に高い不動産業の23.3%を18.2ポイント上回り、突出しています。

減少と支給せずの合計をみると、宿泊・飲食サービス業が80%を超え、製造業も50%を突破しました。

給与水準は、すべての業種でほとんど変わらないとする割合が最も高くなりました。一方、賞与は、減少や支給せずの割合が最も高い業種が出るなど、大きな違いがみられました。長期化するコロナ禍で、2021年の給与水準や賞与支給月数は、どのようになるでしょうか。

【グラフ2】業種別2020年の賞与支給月数実績 (%)



(※) 日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の雇用・賃金に関する調査」結果

2020年12月中旬に日本政策金融公庫の取引先13,434社を対象に行われた調査です。ここでの給与水準は定期昇給や昇格降格による変動を除いた基本給の水準です。割合は四捨五入の関係で100にならない場合があります。詳細は次のURLのページより確認いただけます。 https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/tokubetu_210225.pdf

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

2021年5月

お仕事備忘録

1. 自動車税の納付

2. 申告所得税、個人事業者の消費税の口座からの振替日

3. 雇用調整助成金の特例措置の段階的縮減

4. 夏季賞与検討・情報収集

5. 障害者雇用納付金の申告

6. 健康診断の実施

7. 住民税の改定対応

1. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

2. 申告所得税、個人事業者の消費税の口座からの振替日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から申告・納付等の期限が2021年4月15日に延長されたことに伴い、口座からの振替納付日も以下のように変更されています。ご注意ください。

申告所得税及び復興特別所得税 : 2021年5月31日（月）
個人事業者の消費税及び地方消費税 : 2021年5月24日（月）

3. 雇用調整助成金の特例措置の段階的縮減

現行の特例措置は2021年4月末までとされており、5月以降は、1人あたりの上限日額や助成率が段階的に縮減される予定です。これ以外に地域や業況によって特例措置が適用される場合もありますので、詳しくは厚生労働省のHPで条件を確認するようにしましょう。

4. 夏季賞与検討・情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

5. 障害者雇用納付金の申告

2020年4月から2021年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

6. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかどうかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。

7. 住民税の改定対応

来月は特別徴収を行う住民税の改定月です。今月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。



月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	土	仏滅	
2	日	大安	
3	月	赤口	憲法記念日
4	火	先勝	みどりの日
5	水	友引	こどもの日 立夏
6	木	先負	
7	金	仏滅	
8	土	大安	
9	日	赤口	
10	月	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分）
11	火	友引	
12	水	仏滅	
13	木	大安	
14	金	赤口	
15	土	先勝	
16	日	友引	
17	月	先負	●障害者雇用納付金の申告期限
18	火	仏滅	
19	水	大安	
20	木	赤口	
21	金	先勝	小満
22	土	友引	
23	日	先負	
24	月	仏滅	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）（緊急事態宣言により、4月より期限延長）
25	火	大安	
26	水	赤口	
27	木	先勝	
28	金	友引	
29	土	先負	
30	日	仏滅	
31	月	大安	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（4月分） ●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）（緊急事態宣言により、4月より期限延長）